

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第四百六十七号

次の者に対し教育職員免許状を授与した。

昭和三十年九月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

目次

- ◇ 告示 教育職員免許状の授与
災害防止施設事業補助金交付規程
淀江町及び大山町の人口
- ◇ 雑報 食糧事務所出張所の管轄区域等の変更

免許状の種類 番号 氏名 本籍地 授与年月日

高等学校教諭二級普通免許状（国語）	昭三〇高二普第一号	永島 善道	鳥取市吉方町	昭和三十年四月一日
一級普通免許状（社会）	高一普第一号	神波 進	東伯郡東郷町	六月一日
（図画）	高一普第二号	山本 芳智	鳥取市立川町	〃
幼稚園教諭二級普通免許状	幼二普第一号	米山 栄治	岩美郡大成村	五月一日
一級普通免許状	幼一普第一号	米山 栄治	〃	〃
助教諭免許状	幼助第二号	麻木 則子	鳥取市三津	九月十五日

鳥取県告示第四百六十八号

災害防止施設事業補助金交付規程を次のように定める。

昭和三十年九月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

災害防止施設事業補助金交付規程

第一条 知事は、農地及び農業用施設の地盤沈下対策事業並びに老朽溜池補強事業に要する経費に対し、この規程により予算の範囲内で補助金を交付する。

第二条 前条に規程する経費に対する補助率は次のとおりとする。

- 一 地盤沈下対策事業費のうち
 - 農地にかかるもの 事業費の五割以内
 - 農業用施設にかかるもの 事業費の五割以内
- 二 地盤沈下対策事業費のうち
 - 但し堤塘嵩上げについては事業費の六・五割以内とする。
- 三 老朽溜池にかかるもの 事業費の五割以内

第三条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金

交付申請書（様式第一号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 收支予算書（様式第二号）
- 三 その他知事が必要と認める書類

第四条 補助金交付の指令を受けたものが前条に掲げる書類の記載事項に重要な変更を加えようとするときは、その理由を具してあらかじめ知事の承認を受けなければならない。

第五条 補助金の交付を受けようとするものが、当該事業の工事に着手したときは工事着手届（様式第三号）を、工事を完了したときは工事完了届（様式第三号）を遅滞なく知事に提出しなければならない。

第六条 補助金の交付を受けたものは、当該年度終了後遅滞なく收支決算書（様式第二号）及び事業成績書（様式第四号）を知事に提出しなければならない。

第七条 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当する場合には、知事は、補助金の全部、若しくは一

部の返還を命ずることができる。

- 一 この規程に違反したとき。
- 二 事業の施行方法が不相当と認められるとき。
- 三 收支額が予算額に比し減少したとき。
- 四 その補助金交付の目的を達成することができないと認められるとき。

第八条 この規程により知事に提出する書類は、その事業の施行区域の属する市町村を経るとともに地方事務所長又は耕地事務所長を経由しなければならない。但し事業の施行区域が米子市及び倉吉市に属するときは、それぞれ当該市の長及び地方事務所長を経由しなければならない。

附 則

この規程は、昭和三十年から適用する。

（様式第一号）

昭和 年度地盤沈下対策（老朽溜池補強）事業補助金交付申請書

〇〇事業を別紙の通り施行致したので補助金を交付下

さいますよう災害防止施設事業補助金交付規程（昭和三十年鳥取県告示第四百六十八号）により関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

住所

事業主体

代表者 氏

殿

名 印

鳥取県知事

（様式第二号）

昭和 年度〇〇事業收支予算（決算）書

一 収 入

計	科目	本年度		比	載	摘
		予算額	決算額			
				増	減	要

二支出

科目	本年度	前年度	比	摘要
	(予算額)	(決算額)		
計			増減	

予算議決 年 月 日

(様式第三号)

〇〇事業工事着手(完了)届

昭和 年度における〇〇事業工事は、昭和 年月 日着手(完了)したのでお届けします。

地区番号

事業主体

代表者 氏

鳥取県知事

名 印

(様式第四号)

事業成績書

種別	総量		前年度		本年度		翌年度	
	量	数	量	数	量	数	量	数
	積面	受益	積面	受益	積面	受益	積面	受益
	止防	産減	止防	産減	止防	産減	止防	産減

鳥取県告示第四百六十九号

昭和三十年九月一日設置した西伯郡淀江町及び大山町の人口は、次のとおりである。

昭和三十年九月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

淀江町 九、四二五人

大山町 六、一七七人

雑報

昭和三十年九月二十七日

農林省鳥取食糧事務所 布野 長良

町村合併に伴う管轄区域並びに名称変更について当所管内左記の通り変更した。

一 淀江出張所

イ 合併年月日 昭和三十年九月一日

ロ 旧町村名 淀江町、高麗村、宇田川村

ハ 新町村名 淀江町(含高麗村一部)

ニ 事務所の所在地名称 変更なし

ホ 管轄区域

旧 淀江町、高麗村、宇田川村

新 淀江町(含高麗村一部)

但し従来巖出張所管轄の大和村は九月一日を以て淀江町に合併、従つて淀江町は旧淀江町、高麗村(一部)宇田川村、大和村である。

二 巖出張所

イ 合併年月日 昭和三十年九月一日

ロ 旧町村名 米子市の一部 春日村、日吉津村、大高村、大和村

ハ 新町村名 米子市の一部、春日村、日吉津村、大高村

ニ 事務所の所在地名称 変更なし

ホ 管轄区域

旧 米子市の一部、春日村、日吉津村、大高村、大和村

新 米子市の一部、春日村、日吉津村、大高村

三 所子出張所

新 大山出張所

イ 合併年月日 昭和三十年九月一日

ロ 旧町村名 所子村、大山村

ハ 新町村名 大山町、大山村

ニ 事務所の名称 大山出張所

ホ 事務所の位置 西伯郡大山町大字国信五四四の四

管轄区域

旧 所子村、大山村

新 大山町、大山村

但し大山町は旧所子村、高麗村(一部除く)を以つて合併発足した。